

あえてこの条例を 提出する理由は

において制定をお願いす
るもので。

市長 子どもたちの権
利、また、女性問題、そ
して、同和問題も含めて、

今何が世の中で起こって
いるのか、国が保障して
くれるのかということま
で、考えていかなければ
ならないと思つていま
す。

今的地方分権、地域主
権の中では、あま市の人々
が、皆幸せで暮らせるよ
うな形づくりのために、
制定に向けていかなければ
ならないと考えています。

あるいは、保護観察中

の方々の職探しは、な
か、他へ頼んでも入れ
てもらえない。自分の会
社で体験雇用を含め、本
雇用ということは、会社

の経営あるいは運営に
とつては、プレッシャーに
なります。この努めると
いう言葉、責務という言
葉は非常に大きな足かせ
になると思いますが、い
かがですか。

という結論になるわけ
で、理解をするという言
葉に変えていただきた
い。ブルーテントで生活
しているならば、莫大な
お金、時間を必要としま
ければならず、責務だと
言わされたならば、助けな
れない

問 世界人権宣言の中に
は市民の権利、自由の権
利、政治的権利、経済、
文化、その他の権利が記
載されています。この文
章が日本国憲法の11条か
ら14条までに網羅されて
いますが、現在の段階で、
経済産業省、あるいは法
務省、いろんな組織がこ
うした人権などに関わる
施策を現在行っています。

が、今なぜこのような条
例が必要なのでですか。

人権推進課長 日本国憲
法におきまして、基本的

人権の享有、自由および
権利の保持責任、個人の
尊重などが明記されて
いますが、憲法の枠を超
える条例ではなく、憲法の
範囲内でその趣旨に沿つ
て条例が定められること
は、一般的に考えられま
す。

そうした中で、あえて
この条例を今提出しなけ
ればいけない理由、そし
て、旧基目寺町では、人
権の町ということで掲げ
ていた経緯もあります

理解するではなく 努める

問 市民の責務、事業者
の責務として、市民とし
て努める、事業者として
努めるという条文があり
ます。努めていないこと
になれば、ある意味で条
例に反する考え方を持つ

ます。また、市民がともに考
え支え合いながらお互い
の人権を尊重し、思いや
りのあふれた住みよい社
会の実現を強く目指すこ
とを考え、今回、23年度

人権推進課長 市民、事
業者の責務ですが、市が
実施する人権施策を、一
方的に押しつけようとす
るものではありません。

また、上から目線の強制
的なものでもあります。
職域、学校、地域、

6



家庭など、あらゆる分野で、いろいろな立場から、市民、事業者の自発的な人権意識の高揚を願っているものであり、また、そうした社会環境づくりをするものです。

企画財政部長 条例策定に向け、提言をいたしました人権推進懇話会の皆さん方は、自分たちが自ら市民とは、どうあるべきかということで、自助努力、努力規定という形で努めるものとするという表現にしたものであり、それをあえて強制するものではありません。

特に事業者の方は、社会的立場でもって、それ立場で、できる範囲でやつていただきたいという思いでこうした記述についています。

問 この施策に市民と事業者が協力するよう努め

思想、信条の自由が脅かされるのでは

るものとするとなれば、市民の思想、信条の自由が脅かされませんか。市長の政策に市民が丸ごと協力させられてしまつたら、行政は誤りを犯す可能性があるわけで非常に危険な状況になると思いますが。

市長 人権というものを縛るということではないと考えています。人権は、いろんな意味で自由度をもつていて思っています。

門地などに起因する人権侵害が存在していると、この条例の中ではどういう状況になつていま

すか。

人権推進課長 人権侵犯のみの件数ですが、名古屋法務局津島支局管内では、平成23年11月末現在で60件となっています。

あま市での件数、内容などは把握されていませんが、条例が制定された後には、各関係機関、各関係組織と連携を重ね、一歩一步でも人権侵害の解消に向けて前進をしてまいりたいです。

市長 全国の中学生の人权に関する作文なども拝見していますと、最後には、私たちがきちんと人权を守り、率先していかなければということが最後に必ず書いてあります。

また、電車に乗りますと、昔は自然とお年寄りの方に席を譲る時代がありました。今は、高齢の方に席を譲るシールを貼つて席を設けなければならぬ時代なのかなと思います。

そうした時代だからこそ、制定しなければならないと思つています。

問 今なお、人種、信条、性別、社会的身分または

精神的な自由、経済的な自由、そして人身的な自由、いろんな自由もありますので、その中でさまざまな人として当たり前のことを当たり前に考える心として、この人権尊重のまちづくり条例という形で、市民の方々に幅広くお知らせをしていかなくてはならないと考えています。

反対討論

同和行政は国の特別措置法が失効し、終了したが、この条例は、同和行政を継続し実施していくもの。当市総合計画素案には同和問題をはじめ、虐待、DVなど人権が侵害される状況は、今なお存在していると記されている。だから、この条例を制定していくと書かれている。条例案のねらいは、人権の名のもとに同和対策を恒久的に続けていくこと。そうなると、旧同和地区を固定化することになる。必要なのは、あま市の中で自由な社会的交流を進め、発展をさせて連帯していく活動を大いに援助していくことではないか。そうした方向と全く逆行するので反対する。

人権尊重のまちづくり条例

賛成討論

いじめや児童虐待、女性への性的嫌がらせ、DV、外国人労働者への不当差別、メディア報道による人権侵害など依然として後を絶たない。市民一人一人が人権を大切にし、人を尊敬できる社会、差別や偏見のない明るく住みやすいまちづくり、日ごろから一人一人を大切にし、思いやり、豊かな心で自由かつ平等で公正な社会構築のためのまちづくりが大切。今回あま市が人権に光を当て、人権尊重のまちづくり条例を制定し、市と市民、事業者が協力し合い、啓発し合って人権問題へ真摯に取り組んでいくことは、極めて意義深いもので賛成する。